

令和 7 年度 (令和 7 年 9 月～) 見附市保育料基準額表 (保育認定)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料 (1人当たりの月額)	
階層区分	定義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から 3 月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	円 0	円 0
C	均等割の額のみ世帯 (所得割の額のない世帯)	11,000	10,800
D1	所得割の額 24,800 円未満	13,000	12,800
D2	所得割の額 24,800 円以上 48,600 円未満	15,000	14,700
D3	所得割の額 48,600 円以上 57,700 円未満	17,500	17,200
D4	所得割の額 57,700 円以上 60,800 円未満	19,000	18,700
D5	所得割の額 60,800 円以上 80,400 円未満	22,000	21,600
D6	所得割の額 80,400 円以上 93,600 円未満	26,000	25,600
D7	所得割の額 93,600 円以上 109,800 円未満	29,000	28,500
D8	所得割の額 109,800 円以上 130,600 円未満	32,000	31,500
D9	所得割の額 130,600 円以上 139,800 円未満	35,500	34,900
D10	所得割の額 139,800 円以上 157,300 円未満	37,500	36,900
D11	所得割の額 157,300 円以上 210,900 円未満	38,500	37,800
D12	所得割の額 210,900 円以上 257,500 円未満	41,000	40,300
D13	所得割の額 257,500 円以上 298,800 円未満	43,500	42,800
D14	所得割の額 298,800 円以上 389,800 円未満	47,000	46,200
D15	所得割の額 389,800 円以上	48,000	47,200

備考

- 1 保育料について、同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合は 2 人目の児童が半額となります。3 人目以降の児童は無料となります。(兄弟数は年齢が高い順に数えます。) 保育所の他に幼稚園や認定こども園等を利用している就学前児童も算定対象人数に含めます。ただし、世帯の階層区分が B 階層から D3 階層までのいずれかの場合は、年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもの範囲内で第何子かを判定します。また、B 階層に認定された世帯については、2 人目以降を無料とします。
- 2 1 の規定にかかわらず、同一世帯において 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にいる子どもが 3 人以上いる場合は 3 人目以降の 1・2 歳児の保育料は無料とし、2 人以上いる場合は 2 人目の 1・2 歳児の保育料は半額とします。
- 3 ひとり親家庭等の世帯については、C 階層から D5 階層までのいずれかの場合は、この表の B 階層の額を適用し、2 人目以降の保育料は無料とします。
- 4 市民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別控除等の税額控除を控除する前の額で算定します。
- 5 市が定める保育料の額が国の基準額を上回る場合は、国の基準額で算定します。